

平成29年度第2回野田市社会教育委員会議

日 時 平成29年11月27日（月）

午前10時00分から

場 所 野田市役所5階 511・512 会議室

《次 第》

1 開会

2 委員長挨拶

3 教育長挨拶

4 議題「少子高齢社会の社会教育について」

5 閉会

協議事項「少子高齢社会の社会教育について」（意見書素案）

○ はじめに

今、日本社会は、これまでに例のない速さで高齢化が進み、「超高齢社会」を迎えようとしている。急激な少子高齢化とそれに伴う人口減少は、様々な社会構造の変容と社会問題をもたらし、誰もが安心して暮らせる社会を実現していくための対応が求められている。少子高齢社会は、野田市も例外ではなく、日本社会の静かなる有事の一つとして、喫緊の課題となっている。

こうした背景の中、野田市社会教育委員会では、「少子高齢社会の社会教育について」を協議テーマとして、社会教育委員自らが関わる活動や取組を通して見えてくる少子高齢化の現状や社会教育の在り方、課題について意見を交わし、協議を重ねてきた。

これまでの経過を整理し、一つの意見書としてここにまとめる。

○ 活動や取組みから見えてくる少子高齢化（現状・課題）

少子高齢社会における課題として、核家族化の進行に伴う人間関係や社会生活のつながりの希薄化、地域コミュニティの衰退が挙げられる。世代間の交流も限定的となり、幅広い年齢層の交流の場が求められている。

高齢社会の進行を示す事象の一つとして、団体・サークル活動や地域活動において会員数や参加者数が徐々に減少してきている現状があり、後継者が育たないという後継者問題を抱えている。

近年の高齢者は、昔の高齢者と比較して若返っているという報告があるように、積極的に活動している人が多い一方で、社会から孤立しがちな世代でもあり、地域や人とのつながりが疎遠であるがために、高齢者や困難を抱えた親子等が地域で孤立するという深刻な社会問題も生じている。

子供を対象とする団体においても、イベントや催しを一生懸命行っている所は多く、受け皿は多いが、限られた人数の中、対象を同じくするイベントが各地で開催され、参加者の奪い合いとなってしまうケースがある。

また、親世代に共働きが多いことから、親が役員や指導者的役割等、何らかの役割を担う必要があり、その役割を担うことが困難な状況にある場合には、子供達の参加が見送られ、結果的に集客率（参加率）の低下につながるという、中間年齢層の不在（世代の中抜け）も課題となっている。これは指導者の他、PTAや地域の役員等を引き継ぐ担い手の減少にもつながっている。

学校教育においては、生活科単元や総合学習等を始め、伝統芸能の支援等、地域からの協力を得ながらの取組は多い。学校支援地域本部やサタデークラブ、公民館の学び舎等の事業展開が、学校と地域との協力関係の構築や関わり方に対する意識改革の広がりを支えているものと考えるが、今後は、協力だけに止まらず、連携・協働へとより密接な関係が求められている。

○ これからの方向性

社会教育に期待される機能として、「人づくり」「地域づくり」「絆づくり」が挙げられるが、人間関係の希薄化や地域コミュニティの衰退が指摘される中で、社会教育は、その関わりを通して、地域や人と人との結び付きを促し、新たな地域コミュニティの構築、再生へとつなげる重要な役割を担うことが求められている。

地域や人との「関わり」を軸に、少子高齢社会における野田市の社会教育の方向性について、次に記していく。

● 生涯学習、社会教育を通じたまちづくり

- ・誰もが心豊かな人生を送ることができるよう、生涯のあらゆる機会に、あらゆる場所において学習すること、その成果を適切に生かすことのできる社会環境の醸成。
- ・個人の要望とともに「社会の要請」に応える学習課題において、「学び」を通じた地域社会への参画と地域課題の解決を図る。
- ・地域住民の主体的な学習活動と地域づくりの活性化。
- ・公民館の機能を生かした事業展開による地域に根差した学習機会の提供、地域人材の育成と活用。

● 「地域の子供は地域で育てる」～地域と学校の協働

- ・学校支援地域本部事業やサタデースクール（放課後子供教室）等をはじめとする学校と地域との連携・協働事業を一層充実させることにより、「地域の子供は地域で育てる」環境醸成を図る。
- ・「地域学校協働活動推進事業」※や新しい学習指導要領において示される学校を核とした地域コミュニティの構築、社会に開かれた教育課程等、学校教育と地域社会の連携・協働体制の充実。
- ・未来を担う子供たちの成長において、より幅広い層の地域住民が参画できるように、学習の成果を適切に地域で活かすことができる仕組みづくりや人材養成事業の継続的な実施。特に、多くの高齢者が学んでいる中で、どのように高齢者のエネルギーを引き込んでいくかという視点が重要。
- ・連携・協働の関係が地域から学校への支援という一方通行ではなく、学校からも地域へ応える双方向の関係を構築。

- ・連携・協働の関係が停滞なく継続されるためにも、学校と地域の接着剤となるような公民館の調整役としての役割の重要性。

● 家庭教育支援の推進

- ・求められる家庭教育支援
 - ①広く全ての家庭の家庭教育に対する支援
 - ・従前からの公民館事業（市内全ての小学生の保護者を対象とした家庭教育学級の開設、保護者が学校に集まる機会を利用した家庭教育講演の開催、親子を対象とした参加型事業の実施等、子育てや家庭教育に関する学習講座）の充実。
 - ・保護者の不安や悩みに寄り添える相談体制の充実や保護者同士の交流の居場所づくり等の取組の実施。
 - ・地域において、安心して子育てや家庭教育が行うための環境醸成。
 - ②困難を抱えた家庭への個別事情に寄り添う支援の充実
 - ・一定の専門性を要するため、福祉等他の関係部局との連携、ネットワーク化の必要性（「家庭教育支援チーム」※の組織化の推進）。

● 生物多様性の保全、郷土愛の育成を軸とした世代間交流とまちづくり

- ・次世代へ自然豊かな野田市を残すため、自然と共生する地域づくりの推進。
- ・子供から大人までが、身近な自然、郷土の歴史や伝統、文化、地域について学び合うことを通して、「郷土」に対する誇りや愛着を育む。
- ・郷土を知る学習活動の多角的な結びつきによる世代間交流やまちづくりの推進と「郷土愛」が心に育まれる環境醸成。
- ・学んだ成果や知見を発信し、地域に生かし、また新たな課題を学んでいく「学び」と「活動」の循環形成。
- ・公民館における親子や成人を対象とした、郷土の自然、文化等を知る地域の特色を生かした事業開設の他、関係部局、団体との連携、地域学校協働活動といった他の施策と連動した取組の推進等、地域との関わりや学びのつながりを意識した事業の充実。

● 関係部局、市民、団体との連携・協働、団体間における連携推進

- ・地域や社会が抱える多岐にわたる課題に対し、他の関係部局との連携・協働を進め、横断的、継続的な事業を展開していく。
- ・従来の社会教育関係団体を始め、NPO、民間事業者、地域の市民グループ等、多種多様な学習機会を提供する実施主体との、前例にとらわれることのない連携・協働体制の推進を図る。
- ・対象や活動内容が異なる他の団体との交流による新たな事業展開、集客層の広がり、思いがけない効果の創出。
- ・少子化においては、対象となる子供が少ないことから、団体それぞれに活動を連携・連動することで新たな取組へと広げていく。
- ・異なる組織間や行政相互の信頼関係を築きながら、新しい発想のもと、新たな地域づくり、人づくりにつなげていく。

○ おわりに

先行き不透明な不安を抱えた時代を迎え、私たちは、これから進んでいく時代を展望し、社会の変化に対応するためにも、主体的に学び、学びを社会に還元し、また新たな課題を学び続けることが求められている。

しかしながら、地域や社会が抱える課題は多岐にわたり、時間的制約や困難を抱えるために主体的に学ぶことが難しい状況にある人々もいる。積極的に地域へ参画できる人々は固定化しており、地域や人との関わりの少ない人々をどのように巻き込んでいくかという視点を欠かしてはならない。

地域と疎遠になりがちな人々との関わりについて、始めは、挨拶等から面識のある関係へと互いが地域に存在することを認識するといった、ゆるやかなつながりを保ちながら、地域との関わりの質や温かみをどのように高めていくことができるかという課題への取組を、辛抱強く積み重ねていくことが重要となる。

社会教育は、社会の媒介となって様々な関わりを構築する中で、地域と人、人と人をつなぎ、人々の学びを支え続ける存在として、その役割を果たすことが求められている。

○ 教育基本法

(生涯学習の理念)

第3条 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

(家庭教育)

第10条

2 国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(社会教育)

第12条 個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体において奨励されなければならない。

2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。

(学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力)

第13条 学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力に努めるものとする。

○ 社会教育法

(社会教育の定義)

第2条 社会教育は、(中略) 学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動(体育及びレクリエーションの活動を含む)をいう。

(国及び地方公共団体の任務)

第3条 国及び地方公共団体は、(中略) 社会教育の奨励に必要な施設の設置及び運営、集会の開催、資料の作製、頒布その他の方法により、すべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら実際生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するように努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、(中略) 国民の学習に対する多様な需要を踏まえ、これに適切に対応するために必要な学習の機会の提供及びその奨励を行うことにより、生涯学習の振興に寄与することとなるよう努めるものとする。

3 国及び地方公共団体は、(中略) 社会教育が学校教育及び家庭教育との密接な関連性を有することにかんがみ、学校教育との連携の確保に努め、及び家庭教育の向上に資することとなるよう必要な配慮をするとともに、学校、家庭及び地域住民その他の関係者相互間の連携及び協力の促進に資することとなるよう努めるものとする。

◎ 地域学校協働活動推進事業

幅広い地域住民や企業・団体等の参画により、子供たちの成長を支え、地域を創生する「地域学校協働活動」を推進するもの。地域学校協働本部の整備を推進するとともに、地域学校協働活動の基盤となる学びによるまちづくりや地域人材育成、放課後子供教室、地域未来塾、外部人材の活用による土曜日等の教育支援の取組を通じて社会全体の教育力の向上及び地域の活性化を図る。

◎ 家庭教育支援チーム

全ての親が安心して家庭教育を行うことができるよう地域人材を活用した取組。地域と一緒に持続可能な家庭教育支援をチームとして取組むもの。チームの構成員は、地域の人材を中心として教員OB、PTA等の教育関係者や民生委員、児童委員等の保健福祉関係者など地域の実情に応じて構成。保護者への家庭教育支援として、①保護者への学びの場の提供、②地域の居場所づくり、③訪問型家庭教育支援を行う。